令和５年度目黒区エコテイクアウト推進補助金のご案内

目黒区では、使い捨てプラスチック削減に向けた取組として、紙、木、竹、草などの環境に配慮した素材の容器包装（プラスチック製ではないもの。以下「エコ容器包装」という。）を導入する事業者を支援します。

１　事業の概要

（１）補助対象者

区内に店舗や施設等を有する法人、個人事業主、商店街又は団体で、以下の要件を全て満たす事業者を対象とします。

①　テイクアウト等でエコ容器包装を使用し、商品を提供する事業を行う。

②　今年度に当補助金の交付申請を行っていない。

③　区が作成したリーフレットの配布及びステッカーの掲示に協力できる。

■リーフレット及びステッカーについて■

補助金交付決定通知に同封して、区から送付しますので配布及び掲示をお願いします。

・リーフレット（50 枚程度。Ａ４判巻き三つ折）

・ステッカー（１枚。4×12.5 ㎝程度）

※区との協議により、他の方法やデザインでの実施も可能です。詳しくは、事前にお問い合わせください。

リーフレット

ステッカー

（２）補助対象経費

テイクアウト等で使用するためのエコ容器包装の購入費

（令和５年４月１日から令和６年１月末日までの間に支払った購入費が対象）

エコ容器包装とは	
素材	紙、パルプモールド、木、竹、バガス、パームヤシ、その他草木
容器包装	品物を提供する際に入れる器又は品物を提供する際に包むもの

※　耐水・耐油のラミネート加工やコーティング加工がされているものは可です。

※　容器包装の全部又は一部分に、素材としてプラスチック、生分解性プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されているものは対象外です。

※　一般的にプラスチック以外の素材からなる容器包装で提供されているものは対象外です。（ピザを紙製ボックスで提供する場合、ちまきを竹皮で提供する場合、笹団子を笹葉で提供する場合など）。

（３）補助金額

上限５万円（対象経費の 10/10。1,000 円未満切捨）

２　手続きについて

（１）申請期間　令和５年５月１日から令和５年 12 月 28 日まで

※先着順で申請を受付け、予算額を超えた場合は、期間内でも受付を終了します。

（２）補助金交付までの流れ

（　事：事業者　、区：目黒区）

手順	内容	補足
①　事：申請	必要書類を区へ提出 ・補助金交付申請書（第１号様式） ・エコ容器包装の仕様及び金額が分かる資料（見積書・カタログなどの写し）	１事業者（団体）につき１回まで
②　区：決定	先着順で審査し、交付可否を決定後、事業者へ通知・配布用リーフレット・ステッカー等を送付	おおむね１か月以内
③　事：実績報告	エコ容器包装を購入後、区へ実績報告書類を提出 ・実績報告書（第５号様式） ・購入時の領収書 ・エコ容器包装での商品提供画像等（任意。区広報で紹介させていただくことがあります。）	実績報告最終期限 令和６年１月 31 日
④　区：確定	実績報告に基づき審査を行い、補助金額を確定後、事業者へ確定通知を送付	おおむね１か月以内
⑤　事：請求	区へ請求書兼口座振替依頼書（第７号様式）を提出	確定通知の受領からおおむね２週間以内
⑥　区：交付	口座振込により交付	おおむね１か月以内

■書類についてのご注意■

※　申請書等の様式は区ホームページ（右記コード）からダウンロードできます。

※　申請者欄は法人または個人事業主の内容をご記入ください。

※　補助金の振込口座は、原則、申請者名と同一名義の口座に限ります。（法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は個人名義）

※　申請者欄にメールアドレスをご記入いただいた場合は、基本的にメールでのご連絡とさせていただきます。また、区からの通知書は、原本の郵送と併せて、ＰＤＦファイルデータをメール送信いたします。

※　提出書類に不備があった場合は、書類追加または再提出等を依頼することがあります。連絡がつかない場合など、不備が解消されない場合は不交付や交付決定の取消となる場合がありますのでご注意ください。

（３）書類の提出について

郵送またはメールで以下の宛先にご提出をお願いします。

（郵送先）〒153-8573　東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号 目黒区　清掃リサイクル課　計画普及担当　宛て （メールアドレス）recycle02@city.meguro.tokyo.jp

※原則、窓口での書類提出は受付けておりませんのでご注意ください。

※郵送は締切日消印有効とし、メールは締切日の 23 時 59 分までに着信したものを有効とします。

３　その他

・食品を扱う場合は、別途食品衛生法、食品表示法等の関係法令を遵守してください。

・区が実施状況について現地確認を行う場合があります。

・補助金交付決定後に取組事例として、区ホームページ等でお店のご紹介させていただく場合があります。

・区が実施するアンケートへご協力ください。

・次ページ以降に【よくあるご質問】をまとめたのでご参照ください。

４　問合せ

目黒区　環境清掃部清掃リサイクル課 計画普及担当

（住所）153-8573　東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

（電話）03-5722－9883　（FAX）03-5722－9573

（メールアドレス）　recycle02@city.meguro.tokyo.jp

【よくあるご質問】

≪補助対象者について≫	
Ｑ１　区内に店舗があるが、法人所在地が区外の場合は、補助対象者となるか。	Ａ１　区内店舗で補助金の対象事業を行う場合は、補助対象者となります。区内に複数店舗がある場合、申請は１事業者（法人）でまとめていただき、補助金額の上限は５万円となります。
Ｑ２　この事業が始まる前からエコ容器包装を使用しているが、補助金の申請はできるか。また、既に購入したエコ容器包装の購入費も対象になるか。	Ａ２　既にエコ容器包装を使用している事業者も補助金の申請は可能です。また、令和５年４月１日から令和６年１月末日までの間に支払った購入費であれば、補助金の対象となります。
≪エコ容器包装について≫	
Ｑ１　スプーン・フォーク・ストローは対象となるか。	Ａ１　対象外です。（割りばしや竹串も対象外となります。）
Ｑ２　テイクアウトで使用するエコ容器包装のみが対象か。	Ａ２　店内での商品提供やデリバリー、イベント等で使用するエコ容器包装も対象です。
Ｑ３　うつわ部分が紙製で、フタがプラスチックの容器の場合は対象となるか。	Ａ３　容器包装の一部分に、素材としてプラスチックが使用されているものは対象外です。
Ｑ４　生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックの容器包装は対象となるか。	Ａ４　生分解性プラスチック及びバイオマスプラスチックが使用されているものは対象外です。
Ｑ５　エコ容器包装はどこで購入したらよいか。	Ａ５　事業者の方が提供する商品によって、必要な大きさ・素材・形状などが異なることから、インターネットやカタログ等でお調べいただいたり、直接お取引先の業者の方にお問い合わせいただくことをお勧めしています。
≪手続きについて≫	
Ｑ１　購入個数に制限はあるか。また購入した容器は実績報告最終期限までに使い切らなければならないか。	Ａ１　購入個数に制限はありませんが、補助金申請の上限金額は５万円です。また、実績報告最終期限までに使い切らなくても構いませんが、残ったエコ容器包装は事業期間終了後も引き続き使用していただくようお願いいたします。
Ｑ２　申請に必要な書類はなにか。	Ａ２　以下の書類をメールまたは郵送で区へご提出ください。 ・補助金交付申請書（第１号様式） ・エコ容器包装の仕様及び金額が分かる資料 （見積書・カタログなどの写し） 申請書の様式は区ホームページからダウンロードできます。 なお、エコ容器包装購入時の領収書（写し可）は、

	実績報告の際に提出が必要となりますので、保管をお願いします。